



県営住宅
常時募集
【県南地区】

令和3年度 常時募集（1月～3月分）
県営住宅入居のしおり

常時募集住宅とは、いつでも申込のできる住宅です。
住宅に困窮している方が速やかに県営住宅へ入居できる機会を増やす
ため、年5回の定期募集に加え、常時募集を実施しております。

入居予定日

お申込み手続き後、
各種手続きを経て約1ヶ月後



お問い合わせ (一財)岩手県建築住宅センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ2階

TEL:019-623-4414

フリーダイヤル:0120-208-201

URL

<https://www.ikjc.or.jp>

県営住宅常時募集にお申し込みされる皆様へ

1. 申込受付 令和4年1月4日(火)～3月31日(木) 先着順

- ・別紙県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている申込必要書類を揃えて(一財)岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。

2. 申込資格 次の1から4のすべての要件を満たしていること

1. 同居親族がいること
※単身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込みできます。
世帯向けアパートにはお申し込みできませんのでご注意ください。
2. 県営住宅条例で定める収入基準に適合していること
3. 現在住宅に困窮していること
※原則として、持ち家のある方、公営住宅にお住まいの方はお申し込みできません
4. 申込世帯に暴力団員がいないこと

3. 申込方法 郵送でお申し込み

郵送先⇒020-0045
盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
いわて県民情報交流センター(アイーナ2F)
(一財)岩手県建築住宅センター

- ・先着順です。
- ・当案内書及び県営住宅入居申込案内書をご覧いただき、申込資格・条件などをよくご確認のうえお申し込みください。
- ・県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている必要書類を揃えてお申し込みください。

4. 注意事項 下記内容を要確認すること

- ・申込後に申込アパートを変更することはできません。
- ・申込は1世帯1戸に限ります。同一人や同一世帯での複数申込は全ての申込が無効となります。
- ・世帯を不自然に分離、または合併されての申込は無効となります。
- ・複数戸募集している区分については部屋の指定はできません。
- ・単身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込みいただけます。
- ・資格審査により申込資格要件に該当しないことが明らかな場合、申込書類をご返送いたします。
- ・県営住宅へ入居された場合は他の公営住宅への転居はできません。
- ・被災された方が県営住宅に入居された場合、その後他の災害公営住宅へお申込はできません。
(住宅困窮要件がなくなる為)
※被災された方向けの常時募集もありますので、お問い合わせください。
- ・虚偽の申請により入居資格を満たさないことが判明した場合は、入居取り消しになります。

申込後の流れ

1. 資格審査

入居要件を満たしているか審査

- ・ 家族構成や世帯収入の状況を聞き取りや書類等で確認します。
- ・ 申し込み後に確認の電話をいたします。建築住宅センター(019-623-4414・4415)から連絡が入りますので、日中に連絡が可能な電話番号を必ずご記入ください。
- ・ ご不明な点等ございましたら、建築住宅センターまでご連絡をお願いいたします。

※同日に複数申込があった場合は、抽選となります。
※書類不備は受付不可

2. 入居の許可・説明会

書類審査合格後、申込者へ連絡

- ・ 審査後入居を許可された方へ電話・書面にてご案内いたします。
- ・ **地区ごとに説明会日時、場所をご案内いたします。**

3. 入居手続き

入居の許可を受けた方は、下記の手続きが必要

- (1) 敷金を納入していただきます。
敷金は入居許可時に決定した家賃の3か月分の金額となります。
- (2) 連帯保証人を1名たてていただくか、または、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただきます。

◆連帯保証人の場合

- ・ 原則として岩手県内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居の許可を受けた世帯と同等以上の収入の方
- ※ 県外の方であっても連帯保証人を認める場合がございますので、ご相談ください

- ・ 必要書類 → 所得証明書・印鑑証明書・入居請書記入(説明会の際にお渡し)

◆機関保証会社の場合

- ・ 当センターまでお問い合わせください

4. 鍵の交付・入居

入居手続き終了後、順次入居

- ・ 日時、場所については説明会時にご案内いたします。

お申込からお部屋にご入居出来るまでの期間は、**約1か月程**となります。

その他

・ **県営住宅ではペットの飼育はできません。**

盲導犬、聴導犬、及び介助犬などを除きます。

鳴き声、においの発生、アレルギーの発症など他の入居者への迷惑となります。

・ **許可された区画以外や敷地内通路への迷惑駐車は絶対にしないでください。**

緊急車両の妨げや他の入居者への迷惑となります。

※ 一部アパートを除き、申請により1戸につき1区画(1台)のみ許可されます。2台以上お持ちの方は民間駐車場を借りてください。

※ 一部アパートについては、申請により2台目の駐車場利用が可能な場合があります。

・ **無神経に騒音を発生させること、また生活音に過剰に反応することのないようにしてください。**

県営住宅は住戸が隣接する共同住宅であり、生活音を完全に防ぐ構造にはなっておりません。

あらかじめご理解をお願い致します。

・ **県営住宅共同施設の清掃・草取りなどは、入居者の皆さんに協力して行っていただきます。**

・ **県営住宅共同施設の電気料・水道料・その他に関する費用が、別途かかります。(共益費)**

・ **県営住宅内での営業活動はできません。**

障がい者の方で県の許可を得ている場合を除きます。

※入居者の皆様のより良い共同生活のために上記ルールやマナーを守り、モラルを持って生活していただくようお願いいたします。

お守りいただけない場合は住宅を明け渡していただくこともございます。

ご了承いただいた上でお申し込みをお願い致します。

ルールやマナーを守り、お互いに思いやり、協力して、毎日明るく楽しい生活ができるように努力しましょう。



県営住宅入居申込書 記入例

受付番号	抽せん番号	書類審査	実態調査	世帯区分	希望する間取り					
※	※	※	※	※一般身体障害者等	※					
様										
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">この欄については、記入漏れがあると受付が出来ませんので、「常時募集アパート一覧」の中から希望するアパートを1箇所だけ選んで記入してください。</p> </div> <div style="float: right; text-align: right;"> <p>R〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>申込者 郵便番号 020-0045</p> <p>住所 盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号</p> <p>氏名 岩手 太郎 印</p> <p>電話番号(携帯可) 090-1234-5678</p> <p>勤務先電話番号 019-623-4414</p> </div>										
県営住宅入居申込書										
<p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部に照会することに同意します。</p> <p>なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p>										
入居希望アパートの名称 間取り及び階数(抽選区分)		アパート名 県営 〇〇 アパート	間取り 3DK	階数(抽選区分) 1階・2階以上						
	氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又は学校名	前年の収入	別居同居の別	障害の有無及び程度	
申込者 及び同居しようとする親族	いわて たろう 岩手 太郎	本人	S**. 1. 1	43	男	(株)〇△商事	1,230,000	—	無	
	いわて あきこ 岩手 秋子	妻	S**. 1. 2	43	女	なし	0	同居	身体3級	
	いわて はるお 岩手 春男	子	H**. 1. 3	12	男	〇□小学校	0	〃	無	
扶養親族であって同居しない者										
住宅困窮事情 (該当数字を○で囲み、所要事項を記載すること。)	1	住宅以外の建物等又は保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に居住している。								
	2	他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。								
	3	住宅の規模、間取り又は世帯構成との関係から同居生活に不適當である。								
	4	正当な事由による立ち退きの要求を受けている。								
	5	遠距離の通勤をしている。(片道所要時間 時間 分)								
	6	収入に比して家賃が過大である。(現在の家賃 月額 60,000 円)								
	7	婚約中であるが結婚後の住宅がない。								
	8	その他〔理由： 〕								
その他入居申込者の特殊事情等を記載してください。										

日中連絡がとれる番号を記入願います

該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

備考 ※欄は、記載しないこと。

<p>現在居住している住宅の位置図 ※住宅困窮事情1に該当する場合に記入して下さい。</p>	<p>現在居住している住宅の間取り図 ※住宅困窮事情3に該当する場合に記入して下さい。</p>
<p>位置図の要素： - 文〇〇小学校 (小学校) - 〒〇〇郵便局 (郵便局) - 国道〇号 (国道) - 至〇〇 (至り先) - ←自宅 (自宅の位置)</p>	<p>(居室、台所、便所、浴室、廊下、玄関等の略図を記載してください。)</p> <p>間取り図の要素： - 6帖 (居室) - 4.5帖 (居室) - 流し台 (台所) - 台所 - 浴室 - 脱衣所 - トイレ - 玄関 - 押入 (玄関)</p>

申込みに当たっての注意事項

- 1 申込みは、1回の公募につき、1世帯1戸限りです。
入居できないときは、添付書類を返却します。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 住民票
 - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3) 別紙所得証明書（世帯全員分）
 - (4) 住宅困窮事情が立ち退きの要求のみの理由による方にあつては、家主の立退証明書
 - (5) 障害がある方等にあつては、その事実を証明するもの（身体障害者手帳の写し等）
 - (6) 障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、単身入居の入居者資格認定のための申立書

令和3年度1～3月分常時募集アパート

県南地区(花巻・北上・奥州・一関)

アパート名	所在地	募集区分		単身 入居	募集 戸数	家賃	募集する 部屋の階数	構造	浴槽	BS共同 アンテナ	駐車場
		間取り	階数								
花巻地区											
宮野目	花巻市 西宮野目6	2DK	—	×	1	20,400～30,300～40,000	1階-1戸	4階建 エレベーター付	○	○	1,300円
		3DK	—	×	3	22,900～35,300～46,500	3階-1戸 4階-2戸		○	○	
北上地区											
藤沢	北上市 常盤台4丁目	2LDK	—	×	1	26,400～39,400～51,900	1階-1戸	3階建 エレベーター付	○	○	1,400円
		3LDK	—	×	1	24,400～36,400～48,000	1階-1戸		○	○	
大堤	北上市 大堤北2丁目	2LDK-A	2階 以上	○	1	14,400～21,500～28,300	4階-1戸	4階建	○	×	1,300円
		2LDK-B	2階 以上	×	2	16,100～24,500～32,300	3階-1戸 4階-1戸		○	×	
奥州地区											
北野	奥州市水沢 真城字北野	2LDK	—	×	2	22,500～37,500～49,500	3階-1戸 4階-1戸	4階建	○	○	1,400円
		3DK	—	×	1	25,300～37,700～49,700	3階-1戸		○	○	
一関地区											
関が丘第2	一関市 関が丘110	3DK	2階 以上	○	1	12,900～19,200～25,300	3階-1戸	4階建	○	○	1,400円

※単身の方は「単身入居」欄が「○」の区分にのみ申込みできます。

宮野目アパート3DK・大堤2LDK-B・北野アパート2LDK、駒下アパート3DKについては、部屋の大きさ・家賃等が若干違いますが、同一のものとして募集します。部屋を指定しての申込はできませんので、あらかじめご了承ください。

身体障がい者向けアパート

※身体障がい者向けのアパートです。トイレ浴室及び玄関が広い等生活しやすいようになっています。

アパート名	所在地	募集区分		単身 入居	募集 戸数	家賃	募集する 部屋の階数	構造	浴槽	BS共同 アンテナ	駐車場
		間取り	階数								
駒下	一関市 萩荘	2LDK	—	○	1	21,500～32,000～42,200	1階-1戸	4階建 エレベーター付	○	○	1,400円

- ・ 駐車場は原則1世帯につき1区画だけの利用となります。 駐車場利用料は家賃に含まれておりません。
- ・ 駐車場の利用区画は、各団地の空き駐車場状況によって、入居する部屋から離れる場合もございます。
- ・ 家賃以外に共益費(共同施設の電気料・水道料・その他に関する費用)が必要となります。
- ・ 「BS共同アンテナ」欄が「有」の場合、NHKの視聴契約は衛星契約になります

※今回募集の住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

■家賃額について

- 家賃は、収入に応じて決定されますが、同団地の同タイプでも築年数などにより異なりますので目安としてお考えください。
 - 左側の金額は、収入(月額)が10万4千円以下の場合の家賃です。(最低の家賃額です。)
 - 中央の金額は、収入(月額)が13万9千円を超え15万8千円以下(※1)の場合の家賃です。
 - 右側の金額は、収入(月額)が18万6千円を超え21万4千円以下(※2)の場合の家賃です。
- (※1心身障害者や高齢者世帯以外 ※2心身障害者や高齢者世帯における収入基準額の上限額です。)